

(5) 景観形成誘導地区

1) 目的

歴史的なまちなみに調和しない建物や看板の設置、耕作放棄地の増加や休耕田の荒廃による景観の悪化、森林の荒廃や緑の減少、川沿いのゴミや護岸の劣化など河川の維持管理不足といった行為や状況が重なることで、山鹿市の自然豊かな景観や歴史的な景観が失われてしまうおそれがあります。

そこで、届出制度を設け市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

なお、景観形成誘導地区は、段階的にまちなみの質を高めていくため、緩やかな景観形成基準を設定しています。

2) 期待される効果

建物の高さや形の整え方、落ち着いた色使い、緑や外構の工夫、看板の適正化などの項目について、市と申請者が事前に協議を行います。

これにより、景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

3) 範囲

自然の豊かさと人々の暮らしが溶け合う景観や歴史の蓄積が感じられる景観を持つ地区として、景観形成誘導地区を次ページのように設定します。

景観形成誘導地区

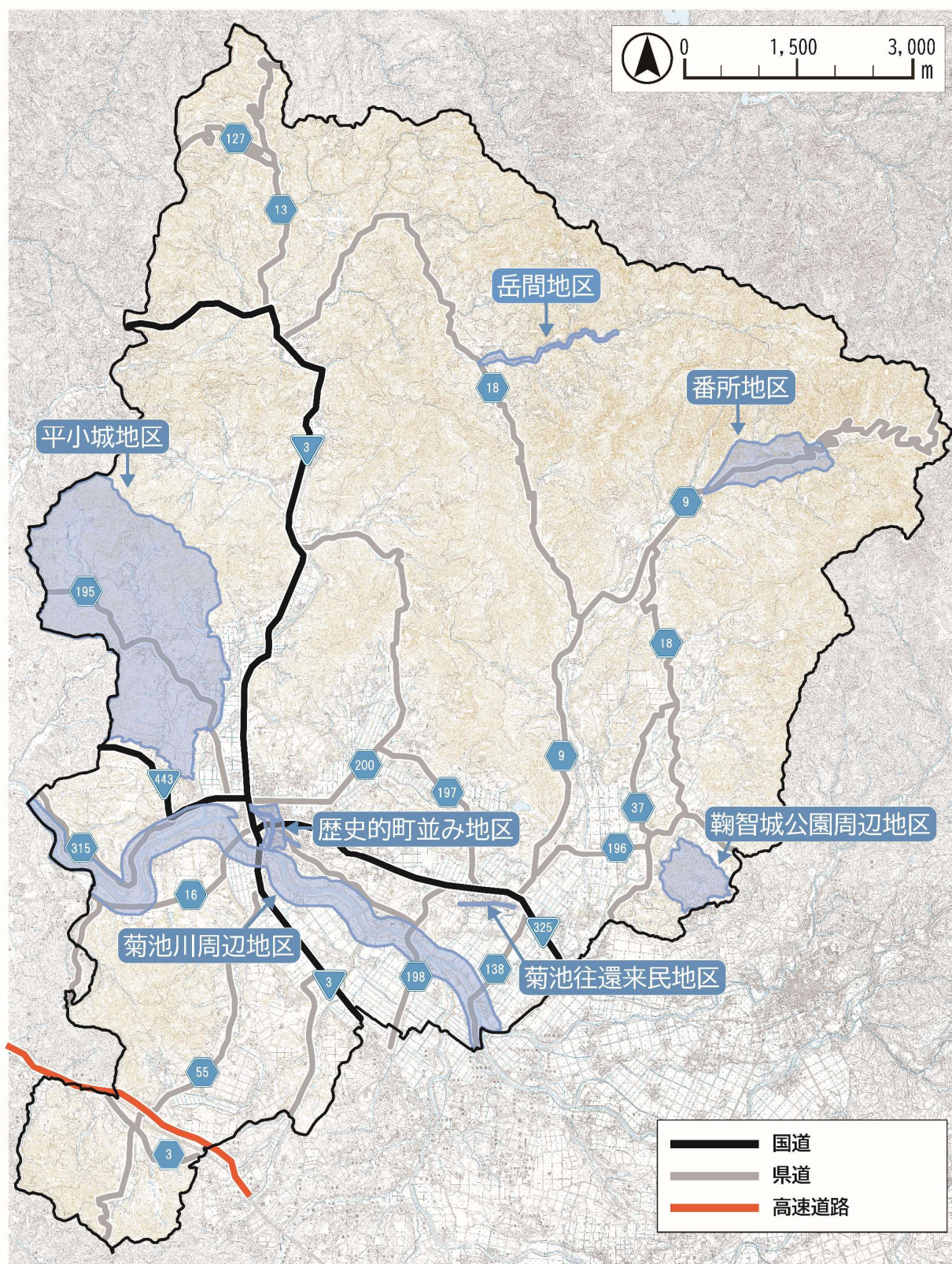


図 5-6 景観形成誘導地区図